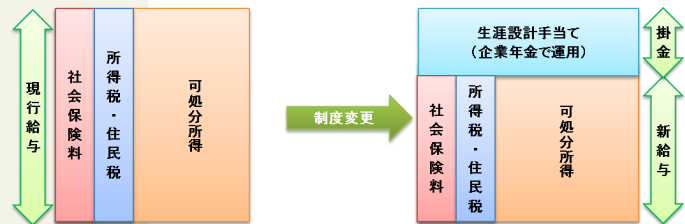


税制適格退職年金の廃止や、AIJ問題による厚生年金基金の廃止案が厚労省でまとめられ、企業年金制度や退職金など、将来への不安が一層増すなか、企業年金制度は大きな転換期にあります。しかし、企業年金制度にはメリットも多く、企業年金制度を有効に活用することによって、会社にとっても、従業員にとっても、有利に退職金や年金を準備することが可能です。今回は、企業年金制度を有利に活用するための、各制度のポイントについてご説明します。



**企業年金制度導入のポイント**

各企業年金制度の導入の概要は下図のとおりです。制度導入に係る掛金部分には、税金等がかからず、将来受け取る時にも有利な課税であることから、会社にとっても、従業員にとっても大きなメリットがあります。企業年金制度導入にあたり、チェックしておくポイントは以下のとおりです。



**追加資金不要で企業年金制度を導入できる**

制度導入で重要なのは、追加資金が不要であるということ。右図のとおり、現行給与を減額し、減額分を生涯設計手当てとして支給します。ポイントは、制度導入前後で**会社の負担する給与額は変わらない**という点です。

**現行給与 = 掛金(生涯設計手当て) + 新給与**

**加入者の条件(対象となる社員)**

- 下表のとおり、制度によって対象の社員が異なります。
- ・新DB・DC → **厚生年金保険被保険者(役員含む)**  
導入の**規約**において、対象とする社員を**ある程度制限可**
  - ・中退共 → **原則、社員全員加入**※  
※**役員(使用人兼務役員を除く)は加入が制限**

**掛金に対するメリット(会社、社員)**

給与に対する税金等として、社会保険料・所得税・住民税がありますが、これらは**標準報酬月額**※をベースに計算します。

**◆標準報酬月額を下げるメリット**

左図より、**掛金部分(生涯設計手当て)は給与所得から除外**されることから、**標準報酬月額が下がります**。

- ・会社 → **社会保険料の負担を軽減**
- ・社員 → **社会保険料・所得税・住民税が軽減**  
**税引き前の資金で有利に退職金の準備**

※標準報酬月額報酬とは、基本給のほか役付手当、通勤手当、残業手当などの各種手当を加えたもので、臨時に支払われるものなどは除きます。

**給付金の受取時期(社員)と税務上の取り扱い**

給付時期は制度により異なりますが、いずれも、**給与として受け取るよりも有利な課税**となります。

- ・新DBと中退共 → **退職時(退職金※条件により分割可)**
- ・DC → **60歳以降(年金)**

**【退職金・一時金】**

- ・退職所得 = (その年中の退職金収入 - 退職所得控除額(下表左)) × 1/2
- 【年金・分割】
- ・雑所得(下表右) = その年中の公的年金等の収入額(a) × 割合(b) - 控除額(c)

退職所得控除	退職年数	退職所得控除額
① 勤続年数が2年以下の場合	80万円	
② 勤続年数が20年以下の場合	40万円×勤続年数	
③ 勤続年数が20年以上の場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)	

年金を受取る人の年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額
65歳未満	700,000円まで	—	—
	700,001円から1,299,999円まで	100%	700,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
65歳以上	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
	1,200,000円まで	—	—
65歳以上	1,200,001円から3,299,999円まで	100%	1,200,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円

企業年金の制度比較		確定給付企業年金(新DB)		確定拠出年金(DC)	中小企業退職金共済制度
		規約型	基金型	企業型	(中退共)
根拠法		確定給付企業年金法		確定拠出年金法	中小企業退職金共済法
加入者の条件		会社のルール	基金のルール	会社のルール	原則、社員全員加入
加入者の条件	条件	厚生年金保険の被保険者			業種 常時雇用する従業員数 資本金または出資の総額 一般業種(製造・建設業等) 300人以下 3億円以下 卸売業 100人以下 1億円以下 サービス業 100人以下 5千万円以下 小売業 50人以下 5千万円以下
掛金	会社	会社のルール	基金のルール	拠出限度額(月額): ・企業年金なし: 51,000円 ・企業年金あり: 25,500円	16段階 5,000~30,000円 ※新規(4か月~1年間)助成等の特典あり 前納(12か月) 過去勤務通算10年まで
	社員	拠出可		拠出不可	
給付		老齢給付 年金・一時金 脱退一時金 (障害給付) (遺族給付)		老齢給付 障害給付 死亡一時金 (脱退一時金)	退職金(基本・付加) 原則一時金(一定条件の場合、年金も可)
給付の時期		一時金:退職時 年金:原則、60歳~65歳の範囲で決めた年齢		原則60歳以降	一時金:退職時 年金(分割払い):退職日において60歳以上
税制上の取扱い	掛金(会社)	全額損金 ※従業員給与課税なし(社会保険料・所得税・住民税でメリット)			
	“(社員)	生命保険料控除(上限4万円)			
	給付(社員)	年金:公的年金等控除 一時金:退職所得控除			